○農林水産省告示第千七百四十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年十二月五日

農林水産大臣　西川　公也

一　保安林の所在場所　岡山県真庭市若代字荒神上一〇九五、一〇九九、字荒神元一〇九七、一〇三、字小谷一〇九八、一一〇〇、一一〇一、一一二五、一一二六、一一二七の二、一一三〇

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字荒神上一〇九五・字小谷一一〇〇（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岡山県庁及び真庭市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千七百四十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年十二月五日

農林水産大臣　西川　公也

一　保安林の所在場所　岡山県岡山市北区建部町小倉字田戸八三五の一、八三六の第二、八三八から八四〇まで、八四一の第二、八四二の第二、八四四の第二、八四九、八五〇の一、八五〇の二

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岡山県庁及び岡山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千七百四十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十六年十二月五日

農林水産大臣　西川　公也

一　解除に係る保安林の所在場所　長野県長野市若穂保科字保科山六二五九の一（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を長野県庁及び長野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千七百四十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十六年十二月五日

農林水産大臣　西川　公也

一　解除に係る保安林の所在場所　長野県長野市戸隠字東谷三一八二の七、三一八二の一二、三一八二の一四、字大科三一九〇の四、三一九二の二、三一九四の二、三二〇一の二

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　指定理由の消滅

○農林水産省告示第千七百四十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十六年十二月五日

農林水産大臣　西川　公也

一　解除に係る保安林の所在場所　長野県駒ヶ根市下平九九九の二

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　指定理由の消滅

○農林水産省告示第千七百五十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十六年十二月五日

農林水産大臣　西川　公也

一　解除に係る保安林の所在場所　長野県東筑摩郡朝日村大字針尾字長久保一〇〇三の五

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　指定理由の消滅

○農林水産省告示第千七百五十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十六年十二月五日

農林水産大臣　西川　公也

一　解除に係る保安林の所在場所　長野県下伊那郡松川町生田三四八一の四（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　ダム用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を長野県庁及び松川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千七百五十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十六年十二月五日

農林水産大臣　西川　公也

一　解除に係る保安林の所在場所　長野県下伊那郡松川町生田三四八一の一（次の図に示す部分に限る。）、三四八一の四（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を長野県庁及び松川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千七百五十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十六年十二月五日

農林水産大臣　西川　公也

一　解除に係る保安林の所在場所　長崎県諫早市高来町善住寺字大山一一〇六の一・一一〇六の二八・一一〇六の三五（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を長崎県庁及び諫早市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千七百五十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十六年十二月五日

農林水産大臣　西川　公也

一　解除に係る保安林の所在場所　長崎県東彼杵郡東彼杵町坂本郷字カサ子一九二五の一・一九二六・一九四二の一・一九四七（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　鉄道用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を長崎県庁及び東彼杵町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千七百五十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十六年十二月五日

農林水産大臣　西川　公也

一　解除に係る保安林の所在場所　福島県郡山市湖南町赤津字西岐八一二四の一二三から八一二四の一二六まで

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　指定理由の消滅

○農林水産省告示第千七百五十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十六年十二月五日

農林水産大臣　西川　公也

一　解除に係る保安林の所在場所　佐賀県武雄市東川登町大字袴野字中山一六三六四

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　鉄道用地とするため